

利用料金表

特別養護老人ホーム 八女の里
事業者番号 4072300116
令和03年04月01日より

●従来型個室

第1段階

単位:円

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	II										
要介護1	573	36	6	13	22	12	11	30	300	50	1,053	300	320	40,463
要介護2	641	36	6	13	22	12	11	30	300	50	1,121	300	320	42,571
要介護3	712	36	6	13	22	12	11	30	300	50	1,192	300	320	44,772
要介護4	780	36	6	13	22	12	11	30	300	50	1,260	300	320	46,880
要介護5	847	36	6	13	22	12	11	30	300	50	1,327	300	320	48,957

第2段階

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	II										
要介護1	573	36	6	13	22	12	11	30	300	50	1,053	390	420	46,353
要介護2	641	36	6	13	22	12	11	30	300	50	1,121	390	420	48,461
要介護3	712	36	6	13	22	12	11	30	300	50	1,192	390	420	50,662
要介護4	780	36	6	13	22	12	11	30	300	50	1,260	390	420	52,770
要介護5	847	36	6	13	22	12	11	30	300	50	1,327	390	420	54,847

第3段階

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	II										
要介護1	573	36	6	13	22	12	11	30	300	50	1,053	650	820	66,813
要介護2	641	36	6	13	22	12	11	30	300	50	1,121	650	820	68,921
要介護3	712	36	6	13	22	12	11	30	300	50	1,192	650	820	71,122
要介護4	780	36	6	13	22	12	11	30	300	50	1,260	650	820	73,230
要介護5	847	36	6	13	22	12	11	30	300	50	1,327	650	820	75,307

第4段階

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	II										
要介護1	573	36	6	13	22	12	11	30	300	50	1,053	1,392	1171	100,696
要介護2	641	36	6	13	22	12	11	30	300	50	1,121	1,392	1171	102,804
要介護3	712	36	6	13	22	12	11	30	300	50	1,192	1,392	1171	105,005
要介護4	780	36	6	13	22	12	11	30	300	50	1,260	1,392	1171	107,113
要介護5	847	36	6	13	22	12	11	30	300	50	1,327	1,392	1171	109,190

利用料金表

●従来型個室

令和03年04月01日より

第4段階 介護負担割合2割

単位:円

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	II										
要介護1	1146	72	12	26	44	24	22	60	300	100	1,406	1,392	1171	109,239
要介護2	1282	72	12	26	44	24	22	60	300	100	1,542	1,392	1171	113,455
要介護3	1424	72	12	26	44	24	22	60	300	100	1,684	1,392	1171	117,857
要介護4	1560	72	12	26	44	24	22	60	300	100	1,820	1,392	1171	122,073
要介護5	1694	72	12	26	44	24	22	60	300	100	1,954	1,392	1171	126,227

第4段階 介護負担割合3割

単位:円

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	II										
要介護1	1719	108	18	39	66	36	33	90	900	150	2,109	1,392	1171	110,632
要介護2	1923	108	18	39	66	36	33	90	900	150	2,313	1,392	1171	116,956
要介護3	2136	108	18	39	66	36	33	90	900	150	2,526	1,392	1171	123,559
要介護4	2340	108	18	39	66	36	33	90	900	150	2,730	1,392	1171	129,883
要介護5	2541	108	18	39	66	36	33	90	900	150	2,931	1,392	1171	136,114

※入所や1か月以上の入退院後、30日間は初期加算として30単位の料金が加算されます。月に1回、安全対策体制加算20単位(入所時に1回)、褥瘡マネジメント加算Ⅰ(3単位)Ⅱ(13単位)、

個別機能訓練加算Ⅰ(12単位)・Ⅱ(20単位/月)、ADL維持等加算Ⅰ(30単位/月)・Ⅱ(60単位/月)

(対象者のみ) 排せつ支援加算 10・15・20単位/月、再入所時栄養連携加算 200単位、外泊加算 246単位、外泊時支援加算 560単位、

配置医師緊急時対応加算 夜間650単位・深夜1300単位、看取り介護加算 死亡日1,580単位/日・死亡前々～前日780単位/日・死亡日30日前～4日前144単位/日・死亡日45日前～31日前72単位/日

※別途、介護職員処遇改善加算Ⅰとしてサービス利用料(食費・滞在費は含まない)に対して8.3%の料金が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰとしてサービス利用料(食費・滞在費は含まない)に対して2.7%の料金が加算されます。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月～9月末までの間、基本報酬に0.1%の料金が加算されます。

利用者負担限度階	本人の所得内容
第1段階	生活保護受給者・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入額(非課税年金も含む)と合計所得金額の合計額が80万円以下の方
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外
第4段階	同じ世帯内に住民税課税者がいる、又は本人が住民税課税の方

* 負担限度額の認定を受けるためには、次の要件を全て満たす必要があります。

・市民税非課税世帯

※負担限度額は、令和3年8月より見直し予定です。

・配偶者が市民税非課税(別世帯である場合も含む)

・預貯金等が単身の場合は1000万円以下、配偶者(夫または妻)がいる場合は2000万円以下